

令和3年5月8日

各社会福祉施設等設置者様

広島県健康福祉局長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
地域福祉課

「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の実施について（通知）

本県では、3月下旬から感染者の新規報告者数(直近1週間の10万人当たり)が漸増傾向(拡大の兆候)となって以降、昨年12月初旬と同様に感染拡大が続いています。

また、本県の現時点における感染状況はステージⅢとなり、新規報告者数の動向などを見た場合、広島市はステージⅣ相当であり、福山市は感染状況が悪化し厳しい状況が続いています。

こうしたことから、現在取り組んでいる「PCR検査集中実施」と合わせ、警戒基準値を下回る状態とすることを目指し、集中的な感染拡大防止対策として、5月8日から「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に取り組むこととしました。

については、貴施設等の職員及び家族に対して、次に掲げる感染防止対策等を周知・徹底するようお願いします。

○期間 令和3年5月8日(土)から6月1日(火)までの25日間

○エリア 県内全域

○内容

1 人と人との接触機会の低減

- ・日常生活上必要な買い物等を含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減。特に20時以降の外出は更に削減。(通学や医療機関の受診までは制限しない。)必要な外出時は必ずマスク着用。
- ・職場への出勤等は、徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促し、通勤時の人との接触を減らす。
- ・テレワーク等の活用により事務所や事業所ごとの出勤者の割合を7割削減することを目標とするが、それらの対応が困難な事業所等では、執務室を分散させる等によって、執務室内の定員を7割削減することを目標として実施する。

2 職場内における感染防止対策の強化

- ・3密の回避や感染防止のため、「感染症対策担当者の選任」・「昼食や休憩時間の分散」・「執務室等に入出入りするたびの手指消毒の徹底」・「換気、加湿の徹底(実施したこと、測定したこと等の記録)」等にも取り組む。

3 飲食店の利用と感染予防

- ・同居する家族以外での会食等は控える。
- ・路上や公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動は行わない。

4 他地域への移動の自粛

- ・「緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県等」及び「広島市及び福山市」との往来は、最大限自粛。(通勤・通学・医療機関の受診までは制限しない。)

5 誹謗中傷や差別の禁止

6 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- ・広島市の感染状況はステージⅣ相当にあることから、高齢者・障害者等の生活・経済活動の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 ネウボラ推進グループ	082-513-3175
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び婦人関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	地域福祉課 老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	地域福祉課 介護保険事業者指導グループ	082-513-3208
その他施設	地域福祉センター等	地域福祉課 地域福祉グループ	082-513-3144
	保護施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734